厚木市物件製造請負契約約款

（総則）

第１条 発注者及び受注者は、この約款（契約書含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図面に係る質問回答書を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする物件の製造請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の物件（以下「物件」という。）を契約書記載の納入期限（以下「納入期限」という。）内に納入して、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　製造の実施方法その他製造目的物を完成するために必要な一切の手段（「製造方法等」という。以下同じ。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、厚木市情報セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、市が提供する業務遂行に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この約款に定める請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

12　受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。

13　納入期限の始期から本契約の締結までの間に、発注者及び受注者によって行われた本契約に定める事項に相当する行為は、本契約に基づくものとみなして本契約を適用する。

14　請書の場合、契約成立日は落札決定を承諾した日とする。

（契約の保証）

第２条　受注者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。

２　前項の規定する契約保証金の額は、請負代金額の10分の１以上とし、発注者がこの契約書で定めるものとする。

３　請負代金額が増額された場合、発注者は、増額後の請負代金額に第１項の規定における契約保証金の請負代金額に対する割合（以下「契約保証金の率」という。）を乗じて得た額から既に納付した契約保証金の額を差し引いた額を受注者に請求することができる。

４　請負代金額が減額された場合、受注者は、既に納付した契約保証金の額から減額後の請負代金額に契約保証金の率を乗じて得た額を差し引いた額の返還を発注者に請求することができる。

（請負代金内訳書及び工程表）

第３条　受注者は、この契約締結後７日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要としない場合は、その提出を省略することができる。

２　内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（権利義務の譲渡等）

第４条 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得ない限り、この契約上の地位並びにこの契約によって生ずる権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供してはならない。ただし、権利については、あらかじめ、当該第三者に対して本条に定める譲渡制限特約の存在及び内容を記載した書面を郵便法（昭和22年法律第165号）の規定による内容証明及び配達証明により通知し、かつ、受注者が保有するその書面の謄本の写しを発注者に交付した場合は、この限りでない。

２　受注者は、製造目的物並びに製造材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第12条第２項の規定による検査に合格したもの及び第29条第３項の規定による部分払いのための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託）

第５条 受注者は、製造の全部又は主たる部分を一括して第三者（以下「再委託先」という。）に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、製造の一部（主たる部分を除く。）を再委託先に委任し、又は請け負わせる（以下「再委託」という。）場合は、事前に再委託先及び再委託する業務の内容について発注者に書面による申出を行い、発注者の書面による承諾を得なければならない。

（再委託先の義務違反）

第６条　受注者は、前条第２項の規定により再委託する場合は、再委託先に対してこの契約に定める受注者と同等の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は受注者の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

２　前項の規定は、再委託された業務が更に他の者に委託された場合にも準用し、以下、この業務が更に他の者に委託された場合も同様とする。

（特許権等の使用）

第７条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている製造材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその製造材料、製造方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第８条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は第９条第１項に規定する受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく製造のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、製造状況の検査又は製造材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあっては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

６　発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員は発注者と読み替える。

（現場代理人）

第９条　受注者は、第２項に規定する権限を有する者（以下「現場代理人」という。）を置いたときは、その氏名及び発注者が指定する事項を発注者に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

２　現場代理人は、この契約の履行に関し、製造現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第11条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（履行報告）

第10条　受注者は、設計図書の定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（製造関係者に関する措置請求）

第11条　発注者は、現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　発注者又は監督員は、受注者が製造するために使用している再委託先、労働者等で製造又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

３　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

４　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

５　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

（製造材料の品質及び検査等）

第12条　製造材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

２　受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された製造材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

４　受注者は、製造現場内に搬入した製造材料を監督員の承諾を受けないで製造現場外に搬出してはならない。

５　受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された製造材料については、当該決定を受けた日から７日以内に製造現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び製造記録の整備等）

第13条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された製造材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

２　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上行うものと指定された製造については、当該立会いを受けて行わなければならない。

３　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は写真等の記録を整備すべきものと指定した製造材料の調合又は製造をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内にこれを提出しなければならない。

４　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

５　前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、製造材料を調合して使用し、又は製造することができる。この場合において、受注者は、当該製造材料の調合又は当該製造を適切に行ったことを証する見本又は写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第14条　発注者が受注者に支給する製造材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

８　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

９　受注者は、設計図書に定めるところにより、製造の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（設計図書不適合の場合の修補義務及び破壊検査等）

第15条　受注者は、製造された部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

２　監督員は、受注者が第12条第２項又は第13条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、製造された部分を破壊して検査することができる。

３　前項に規定するほか、監督員は、製造された部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、製造された部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第16条　受注者は、製造に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること

(3) 設計図書の表示が明確でないこと

(4) 設計図書に明示されていない条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

２　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

３　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

４　前項の調査の結果、第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは、発注者が行う。

(2) 第１項第４号に該当し設計図書を変更する場合で製造目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。

(3) 第１項第４号に該当し設計図書を変更する場合で製造目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第17条　発注者は、前条第４項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（製造の中止）

第18条　暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより、製造目的物等に損害を生じ、若しくは製造現場の状態が変動したため、受注者が製造できないと認められるときは、発注者は、製造の中止内容を直ちに受注者に通知して、製造の全部又は一部を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、製造の中止内容を受注者に通知して、製造の全部又は一部を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により製造を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が製造の続行に備え製造現場を維持し若しくは労働者、機械器具等を保持するための費用その他の製造の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第19条　受注者は、天候の不良、その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に製造を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第20条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

３　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第21条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第19条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法）

第22条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（一般的損害）

第23条　製造目的物の引渡し前に、製造目的物又は製造材料について生じた損害その他製造に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第39条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第24条　製造について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第39条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の場合その他製造について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第25条　発注者は、第７条、第14条、第15条から第18条まで、第20条、第23条又は第28条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第26条　受注者は、製造を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、製造の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、製造目的物を最小限度破壊して検査することができる。

３　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

４　発注者は、第２項の検査により製造の完成を確認した後、受注者が製造目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該製造目的物の引渡しを受けなければならない。

５　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該製造目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

６　受注者は、製造が第２項の検査に合格しないときは、第32条第１項に規定する履行の追完を行い、発注者又は検査員の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の追完を製造の完成とみなして前５項の規定を適用する。

７　当事者双方の責めに帰することができない事由により引渡し前の物件に損害が生じ、これにより受注者が契約を履行することができなくなった場合は、発注者は、請負代金の支払を拒むことができる。

（請負代金の支払）

第27条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責に帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（消費税等額の変動に伴う支払額の変更）

第27条の２　この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等により消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を変更することなく、予算の範囲内において供給代金額に相当額を加減して支払うものとする。

（部分使用）

第28条　発注者は、第26条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、製造目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により製造目的物の全部又は一部を使用したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（部分払）

第29条　受注者は、製造の完成前に、出来形部分並びに製造現場に搬入済みの製造材料及び製造工場等にある工場製品（第12条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）の10分の９以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中契約書記載の部分払の回数を超えることができない。

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は製造現場に搬入済みの製造材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から20日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において出来高金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦出来高金額×９／10

７　第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項中「請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）」とあるのは「請負代金相当額（以下「出来高金額」という。）から既に部分払の対象となった出来高金額を控除した額」と、前項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額から既に部分払の対象となった出来高金額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第30条　製造目的物について、発注者が設計図書において製造の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の製造が完了したときについては、第26条中「製造」とあるのは「指定部分に係る製造」と、「製造目的物」とあるのは「指定部分に係る製造目的物」と、同条第５項及び第27条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第27条第１項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（第三者による代理受領）

第31条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第27条（第30条において準用する場合を含む。）又は第30条の規定に基づく支払をしなければならない。

（契約不適合責任）

第32条　発注者は、引き渡された製造目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）場合は、受注者に対し、契約不適合を知った日からこの契約書の「契約不適合責任期間」の項目に記載されている年数（記載されていない場合は１年とする。ただし、これらの期間にかかわらず、数量又は権利の不適合については期間を設けない。）以内にその旨を受注者に通知し、製造目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者は、何らの催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

　(1) 履行の追完が不能であるとき。

　(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

　(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

　(4) 前３号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

３　契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２項の規定による請求をすることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、違約金及び賠償金の請求並びに第34条による解除権の行使を妨げない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第33条　発注者は、受注者が工期内に製造を完成することができない場合は、違約金の支払を受注者に請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

２　前項の違約金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）で計算した額とする。

３　発注者の責に帰すべき事由により、第27条第２項の規定による請負代金の支払又は第29条第５項の規定による部分払金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる｡

４　第１項の規定は、賠償金の請求、第32条による履行の追完請求及び第34条による解除権の行使を妨げない。

（発注者の解除権）

第34条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、受注者の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、何らの通知、催告を要することなく契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、製造に着手すべき期日を過ぎても製造に着手しないとき。

(2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に製造を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3) 前２号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) 第36条第１項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

２　発注者の責めに帰すべき事由により、前項第１号から第３号までのいずれかの規定に該当する場合は、発注者は契約を解除することができない。

３　第１項の規定は、違約金及び賠償金の請求並びに第32条による履行の追完請求の行使を妨げない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第34条の２　次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の場合において、第２条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（談合その他不正行為による解除）

第34条の３　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、受注者は、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第１項に規定する排除措置命令又は第62条第１項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

(3) 本件契約に至るに関し、入札手続に不正があったことが判明したとき。

２　前条第１項及び第３項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（暴力団等排除に係る解除）

第34条の４　発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、受注者は、その損害の賠償を発注者に請求することができない。

(1) 受注者が個人である場合には、その者が、厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号。以下、本条及び第41条において、「条例」という。）第２条第４号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第２条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 受注者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第１項又は第２項の規定に違反したと認められたとき。

(3) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

(4) 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第３号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(5) 受注者が、第１号から第３号までのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（４号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　第34条の２第１項及び第３項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

（その他の理由による解除）

第35条　発注者は、製造が完成するまでの間は、第34条第１項、第34条の３第１項及び前条第１項の規定によるほか、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第36条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第17条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

(2) 第18条の規定による製造の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が製造の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の製造が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者の責めに帰すべき事由により契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

３　受注者の責めに帰すべき事由により、第１項各号の規定に該当する場合は、受注者は契約を解除することができない。

（解除に伴う措置）

第37条　発注者は、製造の完成前に契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった製造材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　受注者は、製造の完成前に契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受注者は、製造の完成前に契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　第３項前段及び第４項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第34条、第34条の３、第34条の４の規定によるときは発注者が定め、第35条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段、第４項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（損害賠償）

第38条　受注者は、受注者の契約の不履行により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

２　受注者は、第34条の３第１項第１号又は第２号に該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の２に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。製造が完了した後も同様とする。ただし、第34条の３第１項第１号における命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公正な取引方法（昭和57年６月18日公正取引委員会告示第15号）第６項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

３　受注者は、第34条の４第１項第１号から第５号までのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の２に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

４　第２項及び前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（火災保険等）

第39条　受注者は、製造目的物及び製造材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、製造目的物及び製造材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第40条　受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで財務大臣が決定する率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第41条　受注者は、契約の履行に当たって、条例第２条に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工期に関する協議を行わなければならない。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、第19条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うものとする。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４　受注者は、不当介入による被害により工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工期に関する協議を行わなければならない。その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、第19条の規定により、発注者に工期延長の請求を行うものとする。

（情報通信の技術を利用する方法）

第42条　この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第43条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

（個人情報保護に関する特記事項）

第44条　受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第45条　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

２　受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。